

論 文

広島大学における国際人事交流のあゆみ

小宮山 道 夫

はじめに

広島大学の特徴について考える際、初代学長森戸辰男が掲げた三つの構想、いわゆる森戸構想の存在は重要である。新制国立大学の一つとして創設された広島大学に、私立の大学が創設時にもつような明確な理念があったわけではない。しかし広島大学はその創設の過程において新制大学としての理念を獲得したといえる。¹⁾

森戸の掲げた構想とは、一九五一(昭和二十六)年の創立記念日に行った講演において示されたものである。それは広島大学を(一)中国・四国地方の中心大学とすること、(二)地域性のある大学とすること、(三)国際性のある大学とすること、との三つの構想である。²⁾ 広島大学は、この森戸構想を継承するかたちで一九九五(平成七)年には(一)平和を希求する精神、(二)新たな知の創造、(三)豊かな人間性を培う教育、(四)地域社会・国際社会との共存、(五)絶えざる自己変革、との五原則からなる広島大学の理念を制定し、大学固有の特徴の確立につとめている。

本稿は、この広島大学が理念の一つとして掲げてきた国際性についての取り組みの経緯を明らかにしようとするものである。ただし国際性といっても、様々な評価軸を設けることができるであろうし、どの点に着目するかによって評価は大きく異なることと想像できる。大学の国際性に対する活動全体について五〇年間を総括することは紙幅および執筆者の力量の点において無理があるので、本稿においては論旨はやや散漫となる嫌いはあるが、国際性のなかでも人事交流の形態に則して振り返ることとする。その軸として教職員による交流として教職員の海外渡航と外国人教員の雇用を、学生による交流として留学生の受け入れと派遣という四つの側面から述べ、加えて国際人事交流に関する全学的な各種調査報告書をもとに大学の抱えた課題を分析することで、広島大学の国際人事交流を考察することとする。

一 森戸構想における国際性

形態ごとの交流活動について述べる前に、森戸構想に示された国際

性について押さえておきたい。広島大学は大学として国際交流について述べる際、必ずこの森戸構想を建学の基本理念として提示し、国際交流を推進してきたとの表現を用いる。ここでは森戸の国際性に関する構想について押さえておきたい。

森戸は一九五〇（昭和二十五）年十一月五日、学長就任後に初めて実現した開学記念式において広島大学の使命と抱負について言及した。³

（前略）原爆の惨禍の後に、再び戦争の脅威にさらされている無防備日本の国民は、世界のどの国民にもまして、民主的で平和な「一つの世界」を待ち望んでおります。

だが、「平和な一つの世界」を待望するわれわれは、先ず自らの力で自らの間に民主的で平和な「一つの祖国」を建設すべきではありませんまいか。そうしてこの「一つの祖国」の精神的基礎をなすものこそ、自由で平和な「一つの大学」であります。

なぜならば、次代を負う選ばれたる青年学徒の心の中には、自由と平和な「一つの世界」が確立されたとき、その時こそ、外の世界にも平和な「一つの祖国」、平和な「一つの国際社会」の到来することを約束する手形の振り出されたときだ、と考えられるからでございます。

この光栄ある開学式を機に、われわれ学園構成員は、一段の自信と勇気を加えて、自由で平和な「一つの大学」を実現し、全学の力を結集して、一路、変革期における大学の使命達成に前進するの決意を新たにいたすものであります。

平和な一つの国際社会実現のため、平和な一つの祖国を建設し、その

精神的基礎を築くための自由で平和な一つの大学を目指すという所信表明である。この構想は翌年の創立記念日の講演「広島大学の構想―地方的、国際的協力について―」において、より具体的に示された。⁴

「もう一つは、広島大学が、後にも述べますように、広島という特殊の都市に存在していますので、国際的な意義をもっているということであります。この意味では、本大学は世界の諸大学との関係をできるだけ十分にゆき、進んで本学の復興再建に世界の諸大学の協力を得ることが大事だと思えます。」続いて森戸は地方との関係を密接にする必要性を説き、「以上二つの点において広島大学は、在来普通に国立大学と考えられてきたものところがった面をもっており、今後この面における努力が一般と推し進められるべきだ、と私は信じているのであります。」と述べた。「広島はご承知のように、原爆の後に平和都市として生まれ変わったのであります。そしてこの広島にある本大学は、この平和都市の文化的精神的な中心であることをもって任じておるのであります。」とし、その実現のために大学内に国際的意義のある平和問題研究所の設立をうたい、世界の諸大学に対しては広島大学の再建に協力を要請するための書簡を出したのであった。

第一に、私は平和都市の精神的中心たるわが大学に、国際的意義のある平和問題研究所を設立したい念願をもっております。そしてこの計画の手始めとして、まず、平和問題に関する図書の見集を企てております。戦災によって図書館とそこにある三十万の蔵書を失った広島大学にとっては、それは、なかなかの大事業です。そこで私は、世界の諸大学からこの仕事を助けて頂きたい

のです。すなわち、貴大学は貴国で著名な、或は貴大学が重要と認められた、平和問題または国際問題に関する図書パンフレットを少なくとも一冊―多ければ益々結構ですが―ハ笑声V―ご寄贈戴きたいのです。われわれはご好意を記念するため寄贈図書に貴学名を明記し、かつ「国際大学平和文庫」に纏めて永く保存したいと考えています。これら書物の一冊一冊を繙くことによつてはもちろん、この文庫の存在そのものが、平和大学にふさわしい国際的雰囲気と平和精神とを鼓吹すること多大なものがある、と私は確信しております。

第二に御願ひしたいのは、大学緑化への、ご協力です。(中略)ここに学ぶ数千の学生たち―現在わが大学には四千五百の学生がおりますが、自分の憩っている木陰はA大学の好意の恵沢であり、自分がその間を歩んでいる並木はB大学とC大学の共同の賜物であり、あの美しい花の生垣はD大学の熱意の印であること等々を知りえたとすれば、それは千万言の説法にまさる平和精神の鼓吹とならないでしょうか。⁵⁾

この書簡をアメリカ大陸を中心に四七〇の大学に送った結果、世界各国の約五〇の大学より三、一六四冊の図書を受けたと森戸は述べた。この時寄贈された図書は現在「平和文庫」として図書館に保管されている。一方、緑化については三五大学から苗木一〇三種二六一本、種子九三四袋を、また、三一大学から合計約三七万円の苗木代の寄贈を受け、⁶⁾ 大学内の緑化に役立てられた。

森戸が提示したものは、国際的意義をもつ広島に存在する大学とし

て、次代を背負う青年の心の中に自由と平和な一つの世界を確立し、それによつて平和な一つの国際社会を実現するという壮大な未来像であった。そこには広島大学が諸外国の大学との関わりを保ち続ける努力をする理由が明確に示されていた。そしてその足がかりの一つとして世界の大学への大学再建への協力要請が存在していたのであった。

二 教職員の海外渡航

人的交流のうち、まずは教職員の海外渡航の状況について分析を行う。分析にあたっては、湯浅信之が一九七八(昭和五十三)年にまとめた論考を手がかりとしつつ、適宜データを新規作成してあたることとする。⁷⁾ 湯浅は教員の海外渡航について、海外渡航者の推移、学部別、職名別、渡航先別、費用別、期間別、目的別のそれぞれの分類から、一九五〇年から一九七五年にかけての五年おきのデータを用いて、その傾向を示した。残念ながら当該データの出典が明らかでないために追試は不可能であり、広島大学にも当時の情況を示す資料が残されていないため、本稿においてはそこで使われたデータに加え、独自のデータ作成に基づき考察を行うこととした。

(一) 海外渡航者数の推移

一九五〇(昭和二十五年)から一九九九(平成十一年)までの五〇年間の渡航者数を示したのが表一である。一九五〇年から五二年までの三年間については渡航に関わる原資料が無いいため、便宜上、前述の湯浅による表の数値を転用した。一九五三年から一九八八年にかけ

表1 海外渡航者数の推移

年度	人数	年度	人数
1950	6	1975	157
1951	8	1976	154
1952	2	1977	184
1953	5	1978	247
1954	3	1979	294
1955	2	1980	297
1956	4	1981	263
1957	18	1982	300
1958	11	1983	332
1959	5	1984	340
1960	22	1985	397
1961	15	1986	421
1962	23	1987	507
1963	31	1988	618
1964	37	1989	670
1965	35	1990	770
1966	35	1991	782
1967	71	1992	942
1968	64	1993	982
1969	55	1994	1,207
1970	91	1995	1,127
1971	67	1996	1,175
1972	80	1997	1,447
1973	132	1998	1,551
1974	129	1999	2,041

- 備考1. 1950～1952年の人数は湯浅(1978年)の作成した表による。
 2. 1953～1988年の人数は『学報』各号の渡航者数(「出張」「出発」と表記された者)により作成。
 3. 1989～1998年の人数は広島大学総務部国際交流課編『広島大学における国際交流・国際協力』2000年による。
 4. 1999年の人数は広島大学国際部国際企画グループ作成による。

表2 渡航者数の教員現員比

年度	人数	教員現員	渡航率
1954	3	777	0.39%
1959	5	894	0.56%
1964	37	985	3.76%
1969	55	1,263	4.35%
1974	129	1,442	8.95%
1979	294	1,641	17.92%
1984	340	1,778	19.12%
1989	670	1,820	36.81%
1994	1,207	1,864	64.75%
1999	2,041	1,954	104.45%

- 備考1. 渡航者数は表1に同じ。
 2. 教員現員は『広島大学五十年史資料編 下』280-281頁の教員数に296-300頁の教諭および教頭数を加算した。

ては、『広島大学学報』(以下、『学報』)に海外渡航に関する情報が掲載されているため、これを集計して用いた。ただし、ここでいう渡航者数は、その年度に渡航した者の数を表しており、年度をまたいで長期間にわたって渡航中であるものを含む渡航中の者の人数を示すものではない。また、各附属学校の教諭を含む。一九八九年から一九九九年にかけてのデータは、事務局作成の数値であるが、『広島大学総覧』やその他の各種報告書に掲載された数値が異なっており、混乱を招く恐れがあるため、一九九九年年度を除き、一〇年間の統一書式で数値が記載されている『広島大学における国際交流・国際協力』のデータを用いることとした。⁽⁸⁾

海外渡航者数は、一九六〇年代後半までは緩やかな増加を示していたが、一九六七年には前年の倍に増加し、一九七三年には三桁を超えるまでに増加した。一九六三年からの十年間で四倍強の増加を見せている。

この渡航者数を教員現員と比べてみると、表二のようになる。一九五四年当時教員の渡航経験率はわずか〇・三九%に過ぎなかったが、一九六九年には約一〇倍にあたる四・三五%に、一九七四年には八・九五%とさらに倍増し、一九八九年に三六・八一%、一九九四年にはいよいよ過半数を超え、一九九九年に至っては計算上は全教員が年間一度は必ず渡航していることになる。

(二) 渡航期間

次に渡航者の渡航期間について見てみよう。『広島大学一覽』には一九四九(昭和二十四)年度から七三年度までの外国出張が掲載されている。掲載された外国出張は七九三件で、このうち『広島大学一覽』の発行日の都合により帰国日が「出張中」となっているものについては『学報』により帰国日を補足した。この過程で一覽に掲載されていない外国出張二件を補った。総計七九五件について考察する。このうち期間の明らかなものは六三八件であった。この六三八件に

関して、以下考察を進める。全件数の渡航期間を類型化した場合、最も多い期間が二週間以上一カ月未満で全体の二二・八八%を占める。続いて一カ月以上二カ月未満が全体の二〇・三八%、次に多いのが二週間未満の一五・二〇%である。半年以上二年未満が一〇・八二%、三カ月以上半年未満が一〇・一九%とほぼ同程度の割合を占める。

これを約五年間ごとに累計を取って変化を見たのが表三である。⁽⁹⁾この表を見れば明らかのように、時代が下がるに従って、一年を超えるような長期間の渡航の割合が減っていき、三カ月以内の非常に短期間の渡航が主流に転じている。この原因を特定することは容易ではないが、短期が主流となるのは時代が下るに従って交通機関の発達を含み海外渡航が容易になったこともあるだろうし、一年を超えるような長期の海外渡航が少ないのは、湯浅が指摘するように外国の大学のようなサバティカル制度がないことも原因の一つであろう。

(三) 渡航費用

次に渡航費用の種別について考察するが、五〇年間にわたる適切なデータがないため、ここでは湯浅のまとめた一九七五(昭和五十)までの内容と、一九八九(平成元)年以降の一〇年間について見ることに留める。湯浅は一九五〇年から七五年までの傾向についてこう分析している。

昭和二五年から昭和三五年までは外国側公費による渡航が圧倒的に多いが、昭和四〇年では順位が入れかわり、以後は日本側公費の方が急速に増えている。自費による渡航は昭和四〇年から急激に増えて、昭和五〇年には、外国側公費と日本側公費を加えたも

の二倍を超えているのは注目に値する。換言すれば、当初は外国の費用でも海外渡航が一般的であったのが、次第に日本側の費用が常識的になり、最近では自費による海外渡航が主流をしめて

表3 渡航期間の推移 (1950-1973・5年間隔累計)

期間 \ 年度	1950~54	1955~59	1960~64	1965~69	1970~73
2週間未満	0 0.00%	3 3.75%	6 5.31%	20 11.11%	68 29.82%
2週間以上1カ月未満	3 7.89%	3 3.75%	25 22.12%	39 21.67%	76 33.33%
1カ月以上2カ月未満	6 15.79%	21 26.25%	28 24.78%	40 22.22%	36 15.79%
2カ月以上3カ月未満	5 13.16%	3 3.75%	11 9.73%	19 10.56%	17 7.46%
3カ月以上半年未満	10 26.32%	9 11.25%	5 4.42%	28 15.56%	13 5.70%
半年以上1年未満	9 23.68%	14 17.50%	23 20.35%	19 10.56%	5 2.19%
1年以上1年半未満	2 5.26%	17 21.25%	10 8.85%	13 7.22%	7 3.07%
1年半以上2年未満	1 2.63%	1 1.25%	5 4.42%	1 0.56%	3 1.32%
2年以上3年未満	0 0.00%	9 11.25%	0 0.00%	1 0.56%	2 0.88%
3年以上	2 5.26%	0 0.00%	0 0.00%	0 0.00%	1 0.44%
合計	38 100.00%	80 100.00%	113 100.00%	180 100.00%	228 100.00%

備考1. 『広島大学一覽』1949~1973年度記載の海外出張記事より作成。
2. 必要な情報を適宜『広島大学学報』記載の海外出張記事により補った。

表4 教官の費用区分別海外渡航者数 (1989~1999年度・隔年)

区分 \ 年度	1989	1991	1993	1995	1997	1999
1. 文部省事業	75	75	97	177	300	486
	11.19%	9.59%	9.88%	15.71%	20.73%	23.81%
2. その他政府関係機関の派遣	32	39	55	75	95	126
	4.78%	4.99%	5.60%	6.65%	6.57%	6.17%
3. その他の国内資金	159	227	278	373	497	522
	23.73%	29.03%	28.31%	33.10%	34.35%	25.58%
4. 外国政府・研究期間	27	38	36	52	72	51
	4.03%	4.86%	3.67%	4.61%	4.98%	2.50%
5. 私費	377	403	516	450	483	856
	56.27%	51.53%	52.55%	39.93%	33.38%	41.94%
計(人)	670	782	982	1,127	1,447	2,041

備考1. 1989~1997のデータは広島大学総務部国際交流課編『広島大学における国際交流・国際協力』2000年による。
2. 1999年のデータは広島大学国際部国際企画グループ作成のWEB上データ「広島大学総覧2005」による。

来ているのである。外国側の公費による海外渡航は今後も増加は望めないとすれば、ますます自費による負担は増加すると考えられ、日本側公費の増加が要望される場所である。

この分析を念頭に一九八九年から一九九九年までの隔年データを示した表四を見れば、湯浅の指摘したとおり、外国政府・研究機関による費用は全体の四％に過ぎなくなってきた。私費による渡航は一九八九年のデータこそ半数以上を占めたが、以後徐々に比率を下げ、四割程度で推移している。一九八九年と一九九九年のデータを比べてみれば、私費は二・二七倍の増加、文部省事業は六・四八倍、その他政府機関は三・九三倍、その他国内資金は三・二八倍の増加率を示している。この事を考えれば、渡航者数全体の増加率が三・〇四倍であるので、私費比率の低下は文部省事業の拡大に寄るところが大きい。その主たる要因は文部省科学研究費補助金（国際学術研究）の飛躍的な増大であり、この予算の拡大に呼応して広島大学の件数も増加している。湯浅の指摘から二〇〇年の時を経て日本側費用の増加が活発な人事交流を実現をしたことになる。

なお、参考までに二〇〇三年の教職員の海外渡航者数を示しておけば、渡航者総数一、七〇三名で、経費負担別の内訳と構成比を示せば、文部科学省事業四七六名（二七・九四％）、その他政府関係の派遣一八〇名（一〇・五六％）、その他国内資金四一八名（二四・五四％）、外国政府・研究機関五二名（三・〇五％）、私費五七七名（三三・八八％）となっており、一九九九年度よりさらに日本側費用の比率は増している。

三 外国人教員の受入

外国人教員数の推移について五年ごとに示せば、表五のとおりとなる。^⑩外国人教員は、正確には制度上、外国人教員と外国人教師とに別れる。外国人教員とは、一九八二（昭和五十七）年九月に成立した「国立大学又は公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法」いわゆる「外国人教員任用法」に基づき雇用された教員のこと、^⑪「国立又は公立の大学において任用する外国人の教授、助教授、又は講師」をいう。それに対し、外国人教師は、国立大学及び国立高等専門学校において、外国語科目または専門教育科目を担当させるにたる高度の専門的知識または技能を有する外国人で、国立大学等が常勤の教師として雇用する者をいう。外国人教員任用法が成立するまで、戦後の大学で教える外国人は、近代以降日本で雇用された御雇外国人と同様に臨時雇いの扱いに過ぎなかった。彼らは「大半が語学担当の教師で、契約期間は一年で、大体は更新される。一般の大学教員よりは高い給与が支払われるが、教授会など

表5 外国人教員数の推移

年度	総数	教員数	構成比	女性
1954	0 (0)	593 (21)	0.00%	0.00%
1959	1 (0)	714 (28)	0.14%	0.00%
1964	3 (1)	799 (38)	0.38%	2.63%
1969	5 (1)	1063 (52)	0.47%	1.92%
1974	5 (0)	1233 (79)	0.41%	0.00%
1979	7 (1)	1431 (79)	0.49%	1.27%
1984	17 (2)	1568 (81)	1.08%	2.47%
1989	19 (5)	1607 (86)	1.18%	5.81%
1994	35 (4)	1642 (119)	2.13%	3.36%
1999	49 (5)	1742 (145)	2.81%	3.45%

備考1. 本表は外国人教師・講師および外国人教員任用法に基づく外国人教員の総数について表した。
 2. 『広島大学五十年史 資料編 下』280頁より作成。
 3. () 内の数字は女性で内数。

への出席資格はない」待遇におかれていた。¹¹ 外国人教員任用法は外国人教員の待遇を変化させる画期的な法律であったが、そこには問題点も含まれていた。一つは外国人教員は管理職につけないこと、もう一つはその任期に関しては「大学管理機関の定めるところによる」として大学の自主的判断に委ねたところである。¹² 広島大学において同法に基づく「広島大学外国人教員の任期に関する規程」の検討が始まったのは、法の制定から三年が過ぎた一九八五年十一月十二日のことだった。この日開催された部局長連絡会議においてまず協議がなされ、同日の評議会に諮ることが承認された。検討にあたっては「他大学の外国人教員の任期制定状況」と題する一一の大学の状況を一覧化した参考資料が配付された。その表によれば、東京大学のみが任期を定めずに「任期を定めて任用する場合、その任期は教授会の議に基づき総長が定める。」との備考を付しているのを除き、他の一〇大学はおしなべて任期を三年（再任可）と示されていた。¹³ 同規程は翌十二月十日の評議会承認され、任期については他大学同様任期三年（再任可）となった。この規程に基づいた最初の外国人教員の任用は、一九八七年から任期一年で採用された総合科学部教授であった。外国人教員の採用はその後毎年行われ、一九八九（平成元）年には初めて任期二年とする助教教授を発令、一九九〇年には任期十年とする助教教授三名の発令が行われた。参考までに外国人教員任期法に基づく教員数を表五に照らし合わせて述べれば、一九八九年二名（外国人教員の二〇・五％）、一九九四年一六名（同四五・七％）となっている。¹⁴

一九九七年三月十八日開催の第四九八回評議会における原田康夫学

長の提案により、評議会のもとに置かれた人事部会は、外国人教員の任期に関する規程について検討を開始した。二〇〇〇（平成十二）年三月二十一日付で人事部会は次のような結論を出した。¹⁵

①統合移転を完了した本学は、建学の精神を継承しつつ、新たな五原則を掲げ、二一世紀の国際社会にふさわしい大学改革の途上にあり、現在、外国人留学生の拡充、短期交換留学プログラムの質的・量的拡充、さらには大学間学術交流協定締結校の拡充等、国際社会との共存を実現するための努力を行っている。

②三年（再任可）を任期としている本学の規程も、「申合せ」において三年を超えて定めることができるとしており、三年任期の実質的意味は薄れてきている。

③任期が定められることによって、外国人教員の本学の教育・研究への貢献が制限されたり、日本での生活に少なからずの支障が生じている。

④外国人任用法では、原則として外国人教員は任期を定めて任用することになっているが、任期を定めずに任用することを規程化している大学もある。

これらの理由から、規程本文（第二条）から任期を三年とする表現を取り除くこととなった。外国人教員の任用形態がまた一歩改善されることになった。

四 留学生の派遣

日本人が留学生として外国の大学等で学ぶ際には、ほとんどの者がその経費を私費によつてゐる。旧文部省など日本政府の奨学金により留学が可能となつたのは一九六八（昭和四十三）年のアジア諸国等派遣留学生制度の創設以降のことである。ただしこの制度は研究者を対象とするものであつたため、学生の留学に関しては、一九七二年の学生国際交流制度と教員養成大学・学部学生海外派遣制度の創設を待たねばならなかつた。それ以前はごくわずかの者が外国政府等の奨学金や国内の各種法人の奨学金等を受けて留学してゐた。またアジア諸国等派遣留学生制度の創設以降においても、日本人留学生全体の数からすればその人数はごくわずかに過ぎない。学生の派遣全体の傾向からすれば甚だ特殊な事例となるが、ここでは文部省奨学金による派遣について述べることにする。

学生が海外留学をする際には二つの問題があつた。一つは前述の通り奨学金の問題である。外国政府等の奨学金、国内の各種法人の奨学金等は種々あつたが、これらの奨学金制度は学部学生の応募資格を認めていなくなつたり、修士課程の学生についても容易なものではないという事情があつた。もう一つは身分の問題である。海外留学をする場合学生は必ず休学手続きをとる必要があつた。すなわち外国の大学の学修は日本の大学での教育課程と何ら関わりがなかつたのである。このため留学するためには休学することによって本来の授業料を免除される代わりに留学資金を独自に確保する必要があり、なおかつ卒業期を遅

らせる必要があつた。このため、学生にとつての海外留学制度はあまり整備されたものではなかつた。

この状況に改善が見られたのは前述の一九七二年の文部省による国費留学生制度であつた。学生国際交流制度は「国立大学が外国の大学との間の学生国際交流計画に基づき、相互に学生を交換する場合に、当該国立大学から派遣される学生に対して国が奨学金及び旅費を支給し、もつて我が国の学生がひろく諸外国の学生とともに勉学する機会を拡大するとともに、大学間の国際交流の促進を図ること」を目的としたもので、学部第三年以上の学部学生や大学院修士課程の学生が対象であつた。教員養成大学・学部学生海外派遣制度は、国立大学の教員養成課程の学生を対象としたもので、学部三年次の学生や、卒業後に小、中学校等の教員となる学生がその対象であつた。これらの制度に基づきそれぞれ文部省奨学金が支給されるようになった。ただし人数は少なく、年ごとの採用者数も大学ごとで割り当てが決まつていたため低位安定で推移してきた。

これらの制度は、全国的な大学間・学部間交流協定に基づく派遣の増加などを受けて一九九六（平成八）年度に廃止された。広島大学の大学間協定は一九七九年の当時西ドイツのチュービンゲン大学との協定が最初で、それ以降一九九九年までに一四カ国二九の協定が締結されてゐる。部局間協定も一九八二年に医学部が行つたブルガリア医学アカデミーとの締結を最初に、二二カ国四五機関四九協定を締結してゐおり、それぞれの協定をもとに派遣が行われる様になつた。廃止統合された国費留学制度は新たに「短期留学推進制度（派遣）」と称し、

大学間交流協定に基づく諸外国の大学との留学生の交流及び各国間の相互理解と友好親善の増進を図る制度となった。現地におけるオリエンテーションなどの期間を含み六カ月以上一年以内の留学支援が行われている。また広島大学の全学制度としては広島大学短期交換留学プログラム(HUSA)が設けられ、毎年三〇名程度の学生が海外に留学している。部局においても独自の海外実習や語学研修などの留学制度が設けられ、海外留学のための支援は充実し始めている。

派遣に関しては、二〇〇三(平成十五)年十二月十六日に中央教育審議会がまとめた答申「新たな留学生政策の展開について(答申)」留学生交流の拡大と質の向上を目指して、「においてようやく「受入れ中心から相互交流重視へ」の転換が示され、「我が国の国際競争力の強化やグローバル化した社会で活躍できる人材を育成するという観点から、より多くの日本人学生が短期留学や学位取得を目指して海外留学を経験することが望ましく、国として、それを推進する必要がある。」との提言がなされた。このことを見ても明らかな様に、それまでの日本の国際交流は留学生の受入を主体とするものであり、とくに留学生への支援の点から見れば派遣については等閑視されてきたといえよう。

五 留学生の受け入れ

広島大学の留学生受け入れについては、一九九四(平成六)年に広島大学留学生教育調査研究会が「広島大学における留学生教育の現状と課題―外国人留学生の教育・指導体制に関する意見調査報告書―」

をまとめている。その中で「学部留学生は昭和二五年に二名の留学生が入学したのが初めてである。」と報告している。この典拠は示されていないが、大学で保存する文書を再調査した限り、大学の統計データは、今日でいうところの外国人留学生ではなく、日本の高等学校を卒業した者(もしくはこれに準ずる者)と、外国の高等学校を卒業した者(同前)の二種類を含むものであった。¹⁷⁾前者は今日でいう外国人学生、後者は外国人留学生とみなすことができるだろう。分類基準の変更に基づく違いであるので同報告書のデータが誤っているという訳

表6 出身地域別留学生の推移

地域 年度	東 アジア	東南 アジア	南 アジア	中 東	ヨ ー ロ ッ パ	北 ア メ リ カ	中 央 ア メ リ カ	南 ア メ リ カ	ア フ リ カ	オ セ ア ニア	総 計
1951						1 (0)					1 (0)
1954						1 (0)					1 (0)
1959	1 (0)	2 (0)	2 (0)			1 (0)					6 (0)
1964	4 (0)	10 (0)	0 (0)		1 (0)	1 (1)		1 (0)			17 (1)
1969	14 (2)	0 (0)	3 (0)		0 (0)	0 (0)		3 (2)			20 (4)
1974	25 (4)	15 (1)	4 (1)	0 (0)	1 (0)	6 (1)	1 (0)	5 (2)	0 (0)	1 (0)	58 (9)
1979	34 (9)	33 (4)	11 (0)	3 (0)	0 (0)	5 (2)	2 (1)	5 (0)	1 (0)	0 (0)	94 (18)
1984	72 (11)	49 (11)	14 (1)	5 (1)	6 (3)	5 (2)	3 (2)	6 (1)	6 (1)	2 (1)	168 (34)
1989	201 (69)	82 (28)	24 (4)	6 (1)	12 (5)	9 (4)	6 (2)	12 (8)	15 (2)	2 (0)	369 (123)
1994	338 (123)	96 (26)	28 (4)	10 (2)	23 (7)	3 (1)	6 (3)	12 (6)	19 (4)	5 (3)	540 (179)
1999	375 (173)	124 (41)	41 (13)	4 (1)	38 (15)	13 (1)	7 (4)	16 (7)	24 (3)	5 (2)	647 (260)

備考1. 「広島大学五十年史 資料編 下」外国人留学生数(出身地域別)の各表(397-403頁)より作成。
2. 下段の()内は女性で内数を表す。

ではないが、データの利用に際しては留意が必要であろう。「広島大学五十年史 資料編 下」においては今日という外国人学生を除いた外国人留学生数の推移が示されている。これによれば一九五一年に最初の留学生を迎えている。およそ五年ごとに留学生の出身地域別の推移を表したのが表六である。広島大学が受け入れた外国人留学生の地域的特色は、一九九九年データでみればアジア全体があわせて約七七・七パーセントと全国統計での八九・五パーセントに比べて低く、中南米があわせて三・五パーセントと全国一・五パーセントより高いことといえる。¹⁸⁾アジアについて比率の低さに反して東南アジアの学生が全体の一九・二パーセント（アジアの二二・三パーセント）と多いことも特色であろう。ちなみに東南アジアではインドネシアとマレーシア、中南米ではメキシコ、ブラジルからの留学生が多く交流の歴史も古い。ここでは詳細な分析は行わないが、東南アジアに関しては戦前の南方特別留学生以来の関わりや、中南米に関しては広島という移民を多く送り出してきた地域の特性が影響を与えている。

国費外国人留学生招致制度が開始されたのは一九五四（昭和二十九）年のことで、文部省と外務省との協議に基づき「国費外国人留学生制度実施要項」「国費外国人留学生取扱要項」が制定され、国費留学生は学部留学生と研究留学生との二種に区別して受け入れられることとなった。学部留学生は高等教育機関の少ないアジア諸国を対象とした制度で、学部入学前の日本語教育を含め五年間（医学、歯学は七年間）の奨学金を支給、研究留学生は大学卒業者を対象するもので、一年間の奨学金を支給した。この年、アジア七カ国一七名の学部

留学生と欧米四カ国六名の研究留学生が来日した。国費学部留学生は当該国における日本の在外公館によって選考され、来日後は東京外国語大学および大阪外国語大学に設けられた一年課程の留学生別科で日本語教育をうけた後に全国の各大学の学部へ所属した。

広島大学ではこの制度に関連して一九五六年度に外国人留学生制度を設けるため、一九五五年二月十日付で千葉大学、九州大学、東京大学の各学生部長宛に「外国人留学生の取扱制度について（照会）」を出した記録が残されている。¹⁹⁾また一九五八（昭和三十三年）には入学希望者があつたことを受けて、十二月九日に広島大学大学院外国人研究生に関する規程を制定した。この規程は一九六四年には廃止された。

三月十七日の大学院委員会議事録によれば、「文部省に手続きをしたところ法的に根拠がなく、これは研究生規程でやってくれ、という要望があつた。これは制定当時報告していたはずであるが、文部省の方で今まで気がつかなかつた。授業料値上げの際にわかつて、この規程は廃止してくれということが公文で来た。三八・八・一〇付けの通牒であるが、この機会を待つていた。今日お諮りして廃止としたい。これにもとづく学生は来ていないので問題はない」と庶務部長から説明がなされている。²⁰⁾大学側、文部省側ともに外国人の留学問題にはその都度対処していたことが窺える事例である。

ところで留学生の招致はその活動の性質上、外交関係や国策に大きく影響を受けるというのも国際交流のもつ性質の一側面といえよう。他の国立大学と同様に広島大学の留学生受け入れに大きな影響を与えたのは一九七二年の中華人民共和国との国交樹立、いわゆる日中国交

正常化と、一九八四年の留学生受け入れ一〇万人計画であった。

日中国交正常化に関しては直後での留学生受け入れは無かったが、一九八〇年以降次第に留学生数を増し一九九九年には二七七名と留学生の四割以上を占めるまでに増加した。一方で国交を失うこととなった台湾（中華民国）との人事交流に関する危惧はあった。一九七二年九月二十九日の部局長連絡会議において台湾学生の取扱いが協議され、「日中共同声明発効により日本と中華民国との国交は停止されることになるが、本学としては、制度上の問題いかにかわらず、中華民国からの留学生についても勉学の意志ある者に対しては、勉学の確保ができるよう努力することを申合せた」ことが記録されている。台湾の留学生は数年間の若干の減少を除きこちらも順調に人数を増し、開学以来五〇年間の留学生累計七五七名という人数は中国、大韓民国に次ぐ第三位である。

一九八三（昭和五十八）年の二十一世紀への留学生政策懇談会が中曽根首相の求めに依じて提出した提言「二二世紀への留学生政策に関する提言」に示唆された、いわゆる留学生一〇万人計画の影響は大きかった。この計画の提唱により日本の留学生数が飛躍的に増加したように、広島大学の留学生数も計画に連動するように増加した。一九八六年には留学生数二三三名を数え、計画公表前の一九八二年の二二八名と比べてほぼ倍増、一九九四年の微減を除き拡大の一端を辿っている。

近年では日本の大学で履修した内容を自国の大学の単位とする要望が高まったことを受けて、一九九五（平成七）年度から、期間一年

程度で三〇単位程度の単位取得を可能とする短期留学プログラムコースが設けられた。一九九九年度現在で一七の国立大学に設けられ、主として欧米からの留学生が指導を受けている。広島大学においては一九九六年度に、期間一年、定員三〇人程度、履修単位三〇単位、英語を使用言語とするコースを留学センターに設置した。三〇人規模で実施しているのは名古屋大学、広島大学、九州大学の三校で、他の一四大学は二〇人規模となっている。東京外国語大学と大阪外国語大学については使用言語に英語以外の選択が可能である。

広島大学は一九五一年度に初めて留学生を受け入れて以来、創立五〇周年にあたる一九九九年度までの間に、のべ八、二八一名の留学生を迎え入れている。一九六九年に二〇名であった留学生数は、一九七四年には五八名と倍以上に増加、一九七九年には九四名、一九八四年には一六八名、一九八九年に三六九名と、六九年以降の二〇年間で五年ごとで倍増に近い伸びを示したことになる。諸制度の充実により広島大学における留学生の受け入れ規模は拡大し続けている。

六 大学による国際人事交流実態調査

広島大学では、増加のする留学生と多様な交流形態、そしてそこに生じる様々な問題を検討するため、一九八〇年代以降、数度の実態調査を行った。広島大学広報委員会では、広報誌「学内通信」において、一九八三年に「大学の国際化」、一九八七年、八八年に「大学の

国際化のために「研究・教育における国際交流Ⅰ」およびⅡ、といった特集記事を組み、留学生問題を含む国際交流の現状分析を試みている。紙幅の都合でここでは紹介できないが、以下全学規模で行われた実態調査の内容を摘記することで、広島大学の抱えてきた課題を示す。

(一) 将来構想検討委員会の調査報告

二一世紀に向けての広島大学の新しい構想を全学的立場から検討し、本学の一層の発展を期するために一九八七年七月に設置された広島大学将来構想検討委員会は、一九八九年四月に「二一世紀に向けての広島大学のあり方(将来構想検討委員会答申)」を公表した。ここでは、教育面、研究面、制度面のそれぞれから広島大学の国際化に関する提言が示された。

教育面については、第一に外国人留学生の問題として、「①留学生受け入れ理念の不明確さに起因する選考基準の不明確、ばらつき、②留学生の学力不足(日本語、専門)、③とくに大学院レベルの教育の非体系性、自由放任主義、④以上の結果としての単位認定、学位授与上の問題、⑤とくに私費留学生に顕著な経済的困難、⑥日本社会への文化的社会的対応の問題等」を指摘し、²¹⁾その改善のためには「現在、学内共同教育研究施設として要求中の『留学生教育研究センター』を中心として、学内外の英知と精力を傾けて問題解決にあたり、より実りある留学生教育の実現に努力すべき」とした。

第二に「日本人学生の問題」と題して、国際化が世界感覚あふれる開かれた社会の実現であるとすれば、日本人学生を国際性豊かな市民

に教育すべきであることを強調し、そのためには外国人スタッフを充実するとともに、留学に必要な情報を積極的に提供することで学生の外国大学への留学を拡大することとした。

研究面については、「研究面での国際協力・交流を可能にするには、その研究の内容・方法・諸設備が国際的水準に達し、国際的に通用するものでなければならぬ」と指摘した上で、日本の大学が世界からは評価されていない現状を述べた。広島大学としては、「これまでの蓄積、『ヒロシマ』の歴史的位置等を考慮して、例えば、①平和科学研究、②発展途上国を中心とした国際的共同研究、③地球規模の調査研究や先端科学分野の国際的共同事業計画への参加、等のような国際的課題に重点的に取り組むのが適当と考える。」とした。

制度面については、教育・研究の状況改善のために制度的整備が必要であるとし、具体的には「現在国際交流委員会で検討されている『国際センター』(仮称)のような全学的専門機関を設置して、学術交流・協力の推進、国際交流基金の確立、国際交流のための諸施設の整備、外国人客員部門や寄付講座制度の利活用等」をすすめることが必要と述べた。また高度の情報収集能力と判断力とを要する国際化関連の職員を、専門職にふさわしく処遇し、その育成をも諮るべきとまとめた。

以上の内容のうち、教育面については、一九八八年三月の経過報告と一九八八年十二月の中間答申がより直截に述べているので部分的に紹介したい。²²⁾

一九八八年三月の経過報告の中で、山下彰一は当時の現状について、留学生の学力および語学能力の低さ、大学のカリキュラムおよび指導

方法の不備と学位取得の難しさを問題点としてあげた。²³⁾ また体系的な教育なしで学力の低いまま学位を出す場合と、学位を出さずに帰国させる場合とを、どちらについても広島大学にとって良い結果には結びつかないと述べた。これらの問題点は大学のみの問題ではなく、「大学側の受け入れ態勢が未整備なところへ留学生を押し込んでくる文部省の姿勢や方針にも問題がある」とも指摘した。これらの問題点を改善するためには国としての留学制度の整備や選考方法の改善とともに、大学としても「アジア諸国の大学との交流を深め、良い学生や研究生を集めるための情報ネットワークづくりが必要であり、自主的な留学生集めの方策を検討していかなばならない」と選別方法の改善点について提案した。

一方、一九八八年十二月の中間答申では留学生受け入れの目的・方針の不明確さに関する問題点が示された。「大学・学部としての『受け入れ基準』が不明確であり、受け入れることの意味も十分に検討されているとはいえない」あるいは「大学の教育課程や教授・学習方法はそれを規定する教育目標も不明確であり、非体系的である。外国からわざわざ広島に学びにきた留学生から、今後非難の声が高まらないとは限らない。大学の国際化時代にふさわしく、カリキュラムや教授法を改善することが、外国人留学生からも歓迎され、日本の学生にとっても益するところが大きい。しかし、今のところ、そのような動きは顕在化していない。」と述べられた。²⁴⁾ また「文部省を通して派遣されてくる国費留学生に関しては、日本語能力、専門の基礎学力が十分かどうか、本人の希望大学か否かを問わず受け入れている。」あるいは

「各学部の留学生選考基準に大きな差異がみられる。国費留学生の場合、選考基準は無いに等しい状態にある。」と指摘した。²⁵⁾ 加えて「日本の文化・社会的適応をすすめるためには、現状の日本人学生と留学生とを分離する方式は改める必要がある。」と前年十月に留学生の宿舍対策として竣工したばかりの国際交流会館の設置のあり方についても一石が投じられた。

(二) 留学生教育調査研究会の調査報告

学長の諮問に基づく調査研究ではないが、留学生問題に関して全学的規模で行われたものに、広島大学留学生教育調査研究会による調査研究がある。留学生教育調査研究会は、当時の学生部長三好信浩が全学の留学生教育に関わる人材を集めて結成したもので、一九九三年から一年余りをかけて留学生教育の問題点の調査と改善策の研究を実施した。その成果は一九九四年五月に「広島大学における留学生教育の現状と課題―外国人留学生の教育・指導体制に関する意見調査報告書―」および「広島大学における留学生教育改善についての提言」として公表された。²⁶⁾ 後者によって指摘された広島大学における留学生制度上の最大の問題点は、研究生制度であると言つてよいだろう。それは同「提言」が全一八章全二二頁の構成としているのに対し、研究生制度の改善について約三頁を費やすことから推察できるし、そこに示された改善方策が三案あり、かつ内容が具体的なためである。

外国人留学生は学部学生、大学院学生、研究生の三つに大別できない。このうち学部学生は留学生数全体からみればわずかで一割に満たない。これに対し、大学院学生は約五割、研究生は約四割である。学

部生と大学院生が授業料を納入して単位認定を受けられるのに対し、研究生は授業料とはほぼ同額に近い研究料を支払いながらも単位取得は不可能で、聴講にさえ制約が存在した。すなわち留学生の四割は単位認定を受けられない立場にあった。もちろん単位取得をニーズとして持たない留学生も存在するが、同研究会のアンケート調査によれば留学生の六四パーセントが修士の学位取得を、七二パーセントが博士の学位取得を希望しており、事実上大学院入学の予備教育期間として留学生たちに認識されていることがよくわかる。本来「特定の事項を研究することを志願する者」に入学を許す目的で設けられた研究生制度が、大学院の準備期間として運用されてしまうことは、「かなり曖昧な機能を果たしている日本的な制度」と評されるのも無理はないだろう。²²⁾ 全国的にみても大学院に入学する留学生の約六割が研究生の経験があった。²³⁾

同研究会による調査内容は文献等に基づく留学生制度の沿革および現況解説(第一部)と、留学生アンケートに基づく実態調査(第二部)とで構成されている。分析内容についてはアンケートを基にした留学生や留学生の指導に関わる教員の視点を多く取り入れた結果、留学生教育に関して多岐にわたる指摘が行われている点が特徴である。一九八八年に将来構想検討委員会が中間答申で指摘した留学生はじめ大学の国際化に対する広島大学としての理念に対する考察がなされていないのが唯一の問題点であろう。この報告書にならびに提言は一九九四年六月二十一日の部局長連絡会議にて報告され、実現可能な事項から順次改善していく必要があると説明された。

(三) 国際交流委員会の調査報告

一方これに連動して、国際交流委員会学術交流専門委員会は一九九四年十月一日に「広島大学における学術国際交流・協力のあり方」を答申し、四つの基本的方向とそれぞれの推進方策を提示した。²⁴⁾

一つは国際性のある大学として評価されるために質の高い教育を提供し学術研究成果を挙げることを目標として位置づけ、①学術研究費を獲得と研究環境の整備、②外国人教員の任期規定の撤廃を含む、外国人スタッフ全体の生活環境等の向上と拡充、③外国人研究者用宿泊施設の整備、④外国人研究者向けの情報提供(隔年発行中の「HIRO-SHIMA UNIVERSITY BULLETIN」〔広島大学総覧〕の英語版)の充実やその他生活に必要な情報の提供などを行うこと、⑤国際交流支援職員および事務体制の整備、という五つの方策により基盤整備を進め定期的に検証を加えることであった。

二つ目は①学術交流協定を軸とした交流の促進、②若手研究者の海外派遣の充実、③外国人研究者の受け入れの活発化、④研究サバティカル制度の創設、⑤交流地域の拡大、という五つの方策により積極的な学術交流をすすめることであった。

三つ目は①国際的共同研究の推進、②国際シンポジウムの開催、③構想中の「地域共同研究センター」などを通じた地域社会との連携、④定期的な自己点検による現状の整理および「広大フォーラム」等を利用した成果の公表、⑤学術情報の収集・整理・公開を日常的に処理する「学術交流情報センター」のような構想を検討するなど、情報の発信地としての機能の充実をはかる、という五つの方策により広島大

学の独自の取り組みや情報を積極的に発信することであった。

四つ目は① I P H E C A や A P E I D などへの参画にみるような国際機関を通じた協力、②国際協力事業団 (J I C A) を通じて行う開発援助協力、③国際的学術団体等への参画、との三つの方策によりアジア太平洋地域の開発途上国に対し協力や援助を進めることであった。

そしてこの四つの方向性を具体化する前提として、①文部省事業や日本学術振興会事業などの公的助成制度の積極的活用、②民間資金の活用、③その他の公的助成制度の活用の促進、④予定する統合移転記念事業の際や創立五十周年を記念して寄付金を募り、基金として活用することで、「国際交流基金」などの広島大学独自の資金を確保することの四つの方策による経費の確保を課題として位置づけた。

大まかに言えばこれまで以上に人的交流の量を増やすこと、そのために諸外国の高等教育機関や国際機関との連携を高めること、それらを支える事務組織はじめ基盤整備をすすめること、国際交流・協力を実行するための資金源を確保すること、そして大学の情報発信に力を入れること、である。

なお、一九九五年には答申で指摘された情報発信を補うものとして、国際交流の現状や成果をまとめた『広島大学における国際交流』が発行された。²⁰⁾ 国際交流に特化して広島大学の概要を一覧化した出版物として初めての試みであった。二〇〇〇年にはその改訂版にあたる『広島大学における国際交流・国際協力』が出版されている。²¹⁾

おわりに

一九九五年にまとめられた全学の自己点検評価報告書『広島大学白書② 新しい大学像をめざして―教育と研究との創発的展開―』において次の様に記されている。²²⁾

「留学生受入れ」を今後さらに拡大し、かつ、実のあるものにするためには、「留学生受入れ」の理念・目標をいま一度、国際交流の原点に立ち返って検討する必要があるだろう。本学に限らず、わが国の留学生受入れは当初から「賠償」留学生の色彩が強かったこともあって、留学生への対応と言えばひたすら「サービス」の面が濃かったのではないかと反省がある(文教ニュース、第一二九八号)。また、近年の「留学生受入れ一〇万人計画」に比べて、本学の各部局は留学生の数を急増させてきたが、急増させる前に留学生受入れの基本方針(理念・目標)が真剣に検討されたかどうかである。国の「一〇万人計画」を無条件に取り入れたのではないか、これを機に大学院の整備・充実を図ろうとしたのではないか、といったことを反省して見る必要があるだろう。

留学生を受け入れるということは、大学の国際化、すなわち異なる文化・価値観・発想をもった外国人学生、若くは優秀な頭脳をもった研究者を迎えて、大学の教育研究を活性化させるとともに、日本人学生の国際意識を啓発させるという、ごく当然のことを再度確認することが肝要である。国際(留学生)交流は相互に「同じ目の高さ」で接すべきもので、一方的な過剰サービスでもなく、

逆に部局等レベルの狭い見で進められるべきものでもない留学生の量的拡大の大方針は、学内的にも現在大きな反省期にあるとあるとみたい。

ここで述べられていることは、一九八三年の『学内通信』の企画で行われた座談会において、参加者のひとり喜多村和之が「留学生を意識しない関係こそ本当の国際化」と述べたことにも通じよう。喜多村は「留学生が多くなったり外国人がいつばい来て国際交流が非常に活発になるといふことと、その大学が国際化されているかどうかということとはあまり関係がない」と述べ、「定義らしいことを言うとするれば、外国人をお客さんとしてではなくて、自分たちの同僚であり自分たちと同じ学生であるという形で受け入れ、彼らと張り合ったり、けんかしたり、論争したりするということがどの程度できるようになっていくか、ということが国際化をはかる指標である」と表現している。また、一九九八年に留学生センターが開催した研究会の基調講演で、二宮皓は「日本の大学には留学生も日本人学生とまったく同等の『顧客』であるという意識がない。したがって大学が国内市場向けに出来上がっており、海外からの留学生をどのように受け入れ、どのように教育し、どのように卒業・帰国させるのか、という一連のシステムがどの大学にもない。一中略一大学が受け入れるという主体性や意志がないので、受け入れたあとも、留学生が惨めにみえるくらい、『よそ者』扱いである。留学生を受け入れる哲学もなければ、システムもない。」と述べた。

国際人事交流を支える環境は、学外においては政府や民間による資

金および制度の拡充、学内においては関係者の念願であった留学生センター、大学院国際協力研究科、教育開発国際協力センターの設立による支援体制・教育研究組織の充実など、整備が進んでいるといえよう。懸案であった大学独自の国際交流基金の創設も一九九七年の財団法人広島大学後援会の設立によってほぼ実現を見た。しかし一九八三年に喜多村が抱いていた感想、九五年に自己点検・評価委員会が下した評価、九八年に二宮が述べた留学生制度への指摘、いずれも国際交流に関わりの深い者たちの認識していた問題点であり、十年以上を経過しても基本的な問題意識については大きな進展を見ていないようである。いわば留学生一〇万人計画という数値目標の実現に駆り立てられた故に残された課題ともいえよう。

大学の国際化の問題は国策とも密接に関わることでもあるので、広島大学ただひとりの変革によって大きく改善されるわけでもないが、法人化した現在、以前にも増して国際人事交流に対する明確な理念の提示が必要であろう。その際、国際化への取り組みの原点として位置づけてきた森戸構想をどう継承したのかということを見つめ直すことも必要であろう。国際性を求めるのであれば一章で示した平和文庫設置と大学緑化運動の存在は、大学構成員全てが認識しておきたい事実である。しかしその存在を知る者は今や少なく、次代を担う学生に対しても伝承する努力は全学的にはなされていない。今後は、現在掲げている広島大学の理念五原則とあわせ、これらの理念とこれまで広島大学が推進してきた国際交流とをどう連動させて更なる発展をめざすのかを明らかにすることが国際人事交流の実を深めるものとなると思

われる。そしてそれは恐らく日本人学生への教育理念をはじめ大学構成員全体の人材観とも対となるものであろう。

注

- (1) 拙稿「広島大学の創設過程と建学理念の形成に関する考察」中国四国教育学会編『教育学研究紀要』第四八巻、第一部、二〇〇三年三月、九〇～九五頁参照。
- (2) 広島大学二十五年史編集委員会編『広島大学二十五年史 通史』一九七九年、一〇一～一〇四頁参照。
- (3) 森戸辰男『変革期の大学』広島大学本部、一九五二年、五～六頁。
- (4) 前掲『変革期の大学』一一頁。
- (5) 前掲『変革期の大学』一六～一七頁。
- (6) 安藤久次「平和と国際性を願うての大学緑化」(広島大学広報委員会編『学内通信』一六期三号、一九八四年六月三〇日、一三～一五頁所収) 一三頁参照。
- (7) 湯浅信之「広島大学における国際交流の現状と問題点」広島大学大学教育研究センター編『大学研究ノート』第三号、一九七八年、四七～五四頁。
- (8) 広島大学総務部国際交流課編『広島大学における国際交流・国際協力』二〇〇〇年、五五～五六頁参照。
- (9) 一九五二年と一九七四年のデータが欠けているため、この年度を含む累計数値は四年間となる。
- (10) 広島大学五十年史編集専門委員会・広島大学五十年史編集室編『広島

大学五十年史 資料編 下』二〇〇一年、「2. 教職員現員」(二八〇～二八二頁所収) より作成。

- (11) 井上雅雄『教育交流論序説』玉川大学出版部、一九九四年、一九〇頁。
- (12) 喜多村和之『大学教育の国際化』玉川大学出版部、一九八九年、五頁。
- (13) この表の内容は、実態として東京大学が採用した外国人教員に任期が付されなかったということを表すものではない。
- (14) 広島大学総務部国際交流課編集発行『広島大学における国際交流・国際協力』二〇〇〇年、五五～五六頁参照。
- (15) 『平成二一年度 評議会議事録(要録)』広島大学総務部所蔵。
- (16) 昭和四十七年六月五日文部大臣裁定「学生国際交流制度実施要項」第一条目的規定より。
- (17) 広島大学五十年史編集室では、留学生数統計作成のための調査を行った。この時、『広島大学二十五年史 部局史』掲載の外国人留学生数に関わる各表(二〇九六～二〇九七頁)の数値に、主として日本の高等学校を卒業して大学に入学した外国人である留学生以外の外国人学生を含んでいる場合があることを確認した。このため『広島大学二十五年史 部局史』の表を転載した広島大学留学生教育調査研究会の報告書は正確とは言えない。
- (18) 全国の比率は、文部科学省学術国際局留学生課編『我が国の留学生制度の概要―受入れ及び派遣―平成十二年度』二〇〇〇年参照。一九九九年五月一日現在。
- (19) 広島大学補導部文書『昭和二十九年 教育職員免許法関係九 外国人学生関係一三 成績証明書一五』その他の会合『広島大学文書館所蔵』

- (20) 一九六四(昭和三十九)年三月十七日「大学院委員会議事録」。
- (21) 広島大学将来構想検討委員会編『二世紀に向けての広島大学のあり方(将来構想検討委員会答申)』一九八九年、三七頁。
- (22) 広島大学将来構想検討委員会編『将来構想検討委員会経過報告Ⅲ』一九八八年三月、および広島大学将来構想検討委員会編『広島大学将来構想検討委員会中間答申(専門委員会中間答申)』一九八八年十二月。
- (23) 山下彰「留学生を軸にした大学の再活性化」(前掲『将来構想検討委員会経過報告Ⅲ』一八一―二五頁所収)、一八一―一九頁。
- (24) 前掲『広島大学将来構想検討委員会中間答申』一六―一七頁。
- (25) 前掲『広島大学将来構想検討委員会中間答申』四八頁。
- (26) 広島大学留学生教育調査研究会編『広島大学における留学生教育の現状と課題―外国人留学生の教育・指導体制に関する意見調査報告書―』一九九四年、および広島大学留学生教育調査研究会編『広島大学における留学生教育改善についての提言』一九九四年。
- (27) 前掲『広島大学における留学生教育改善についての提言』六頁。
- (28) 総務庁の調査(総務庁行政観察局編『留学生一〇万人を目指して』一九九三年、一二―一四頁参照)によれば、国立二四私立一八の四二大学の大学院入学者二、八八〇人のうち、研究生を経ずに大学院へ入学したものは四・二パーセントに当たる一、一八六人であった。
- (29) 広島大学庶務部国際交流課編『広島大学における国際交流』一九九五―一九九五年、三―九頁所収。
- (30) 前掲『広島大学における国際交流』一九九五年。
- (31) 前掲『広島大学における国際交流・国際協力』二〇〇〇年。
- (32) 広島大学自己点検・評価委員会編『広島大学白書2 新しい大学像をめざして―教育と研究との創発的展開―』一九九五年、一九八頁。「留学生受け入れに関する諸問題と改善」(一九八―二〇三頁)における記述の引用。ここでは他に「本意」入学者の確保のための努力、制度的疲労を起こしかけている留学生の教育研究指導の体制、留学生の生活環境に関する諸問題についての指摘がなされている。
- (33) 「八座談会∨広島大学は国際化しているか」(広島大学広報委員会編『学内通信』一五期五号、一九八三年十一月十日、四―二六頁所収)。
- (34) 広島大学留学生センター編『二十一世紀の留学生教育に向けて』一九九八年広島大学留学生センター講演・討論会報告書―第一回研究員・客員研究員研究会―一九九九年、一〇頁。
- (35) 講義形態では二〇〇一年から開講している教養教育科目「広島大学の歴史」で紹介している。

(二みやま みちお・広島大学文書館助手)